

再就職者による依頼等の届出に関する規則

制定 平成 28 年 1 月 12 日公平委規則第 2 号

改正 令和元年 5 月 24 日公平委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 7 項の規定に基づき、職員が再就職者による要求又は依頼（同項に規定する要求又は依頼をいう。以下「依頼等」という。）を受けた場合の届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の届出の手續)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 7 項の規定による届出は、依頼等を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を公平委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容

付 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年公平委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年 月 日

鹿島地方公平委員会委員長 様

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第7項規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな)() 氏名 ㊦	生年月日(年齢) 年 月 日生(歳)
所属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな)() 氏名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位(役職等)
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--